

様式第 1 号（第 5 条関係）

令和 6 年能登半島地震被災者に対する水道料金の減額申込書

申込日 年 月 日

（宛先）さいたま市水道事業管理者

さいたま市給水条例第 40 条第 1 項に規定する水道料金の減額を受けたいので、令和 6 年能登半島地震被災者に対する水道料金の減額に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第 5 条の規定に基づき、次の誓約事項に同意の上、申し込みます。なお、特段の申出をしない限り、期間内は継続的に減額を希望します。

1. 水道事業管理者が水道料金の減額事由の確認に必要な範囲において、被災状況に関して関係機関に照会し、回答を得ることに同意します。
2. 要綱による減額制度が廃止される場合は、減額の終了に関して一切の異議を申立てしないものとします。

申 込 者	住 所	さいたま市 区
	被災された住所	
	フリガナ	
	氏 名	
	電話番号	
	使用者番号	
	申込区分	新規申込み 減額事由変更 市内転居 名義変更
	市内転居の場合は使用者番号又は前住所を以下にご記入ください。 前住所の使用者番号 前住所	

注意事項

- 1 申込者と水道使用者（給水契約者）が異なる場合は、水道料金の減額はされません。ただし、さいたま市給水条例第 3 条第 2 号に規定する「共同住宅用」の給水装置を設置している物件に申込者がお住まいの場合は、この限りではありません。この物件にお住まいで減額を申し込む場合は、水道料金を取り扱う大家、管理会社、管理組合等に、市から請求される水道料金が減額されたものとなることの同意を得て、下欄に記名をしてもらってください。同意欄にご記入いただいた料金取扱者に減額の開始及び終了時期をお知らせするための文書を送付いたします。
- 2 水道と下水道を使用されている方の場合、水道料金の減額を申し込めば下水道使用料も同時に減額されます。水道料金の減額事由の消滅も同様です。

大家、管理会社、 管理組合等、料金 取扱者の同意	住 所	
	氏名又は会社名	
	連絡先電話番号	(担当者)

以下さいたま市使用欄

受付第 号

受付日	営業所到着日

共同住宅	世帯
減額認定	世帯
世帯数	
適用開始月	月
検針月	偶数・奇数

窓口受付	営業所受付	入力者	係長	所長補佐	所長
認定日					